

大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針（案）

大阪を取り巻く背景

- 高齢化の進展（高齢化率：26.1%（2015年））
- 障がい者数の増加（障がい者手帳所持者数：約55万人（2017年））
- 外国人旅行者数の増加（来阪外国人旅行者数：1,111万人（2017年））
- 高齢者の外出の増加（高齢者の外出率：62.9%（2010年））
- ユニバーサルデザイン社会・大阪に向けた取組み
 - ・大阪府ユニバーサルデザイン推進指針の策定（2018年6月）
- バリアフリー法の改正（2018年5月）
 - ・理念規定の設定
 - ・公共交通事業者等によるハード・ソフト一体的な取組の推進
 - ・バリアフリー方針を定めるマスタープラン制度の創設

府域の基本構想の現状と課題（その1）

○基本構想の作成状況

- 33市町（未作成10市町村） 作成率：76.7%（全国：16.9%）

⇒ 府の作成率は全国と比較して高いが、10市町村が未作成。

- 旧法（交通バリアフリー法）作成の100地区のうち、新法への見直しは11地区

- 新法（バリアフリー法）後の作成は、34地区にとどまる。

⇒ 旧法の見直しは進んでいない。

新法施行以降、新たな基本構想作成は進んでいない。

○鉄道駅に係る基本構想の作成状況

- 202駅（内 府EV補助68駅） 作成率：39.3%

- 利用者数3千人以上／日の鉄道駅の基本構想作成率：201/433（46.4%）

⇒ 利用者数3千人以上／日駅に対する割合も5割未満

府域の基本構想の現状と課題（その2）

○継続協議会の設置状況

➤ 10市町（毎年開催：8市、隔年開催：2市町）

⇒ 継続協議会設置の市町は少なく、当事者の意見を聞く場がない。

○基本構想の進捗等の公表状況

➤ 基本構想の進捗：8市 バリアフリーマップ：5市

⇒ 7割以上の市町が基本構想の特定事業の進捗を公表していない。

指針の目的及び位置づけ

【目的】

すべての人が自らの意思で自由に移動でき、その個性と能力を発揮して社会に参加できる福祉のまちづくりが進むよう、さらなるバリアフリー化を図るため、市町村がバリアフリーマスタープランやバリアフリー基本構想（以下「基本構想等」という。）の作成・見直しを進める本指針を策定する。

【位置づけ】

本指針は、今般のバリアフリー法及び基本方針の改正による基本構想等の作成に係る都道府県の役割の強化、福祉のまちづくり条例における市町村への技術的助言の規定及び大阪府ユニバーサルデザイン推進指針を踏まえ、広域的な観点から府の考え方を示すもの。

1. 全市町村における基本構想等の作成

府内の全市町村において、マスタープラン又は基本構想の作成に向けて取組みを進めます。この際、各市町村全体のバリアフリーに関する方針を位置づけることを目指す。

2. 利用者数3千人以上／日の鉄道駅等のバリアフリー化

2020年までに、利用者数3千人以上／日の鉄道駅等について、国の基本方針に基づき、エレベーターの設置等によるバリアフリー化を着実に進める。

(1) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

誰もが暮らしやすく、訪れやすい、そして誰もが活躍できる「ユニバーサルデザイン社会」の実現に向けた取組みを一層進めていく必要がある。

このため、高齢者、障がい者、子ども、子ども連れや外国人等誰もが安全で快適に目的地に移動でき、施設を利用できるよう「ユニバーサルデザインのまちづくり」を進めていく事が求められる。

(2) 当事者が参画した協議会における基本構想等の推進

社会の変化に対応した基本構想等としていくためには、とりわけ当事者が参画した継続協議会において、バリアフリー化のニーズや基本構想等の進捗状況を把握することが重要である。

このため、継続協議会を可能な限り毎年開催し、調査、分析及び評価を行い、必要に応じて基本構想等を見直しすることが求められる。

(3) ハード・ソフトの一体的な取組みの推進

基本構想等は、施設が集積する地区において、面的・一体的なバリアフリー化を図ることをねらいとしているものだが、施設等のハード面のバリアフリー化に加え、バリアフリー情報の提供等のソフト面の対応にも取り組む必要がある。

ソフト面の具体的な対応としては、バリアフリー化の理解を深めるための啓発・広報活動や教育活動の推進、バリアフリーマップ等の作成があり、住民にわかりやすい情報の提供に努めることが求められる。

(1) 面的・一体的なバリアフリー化の促進

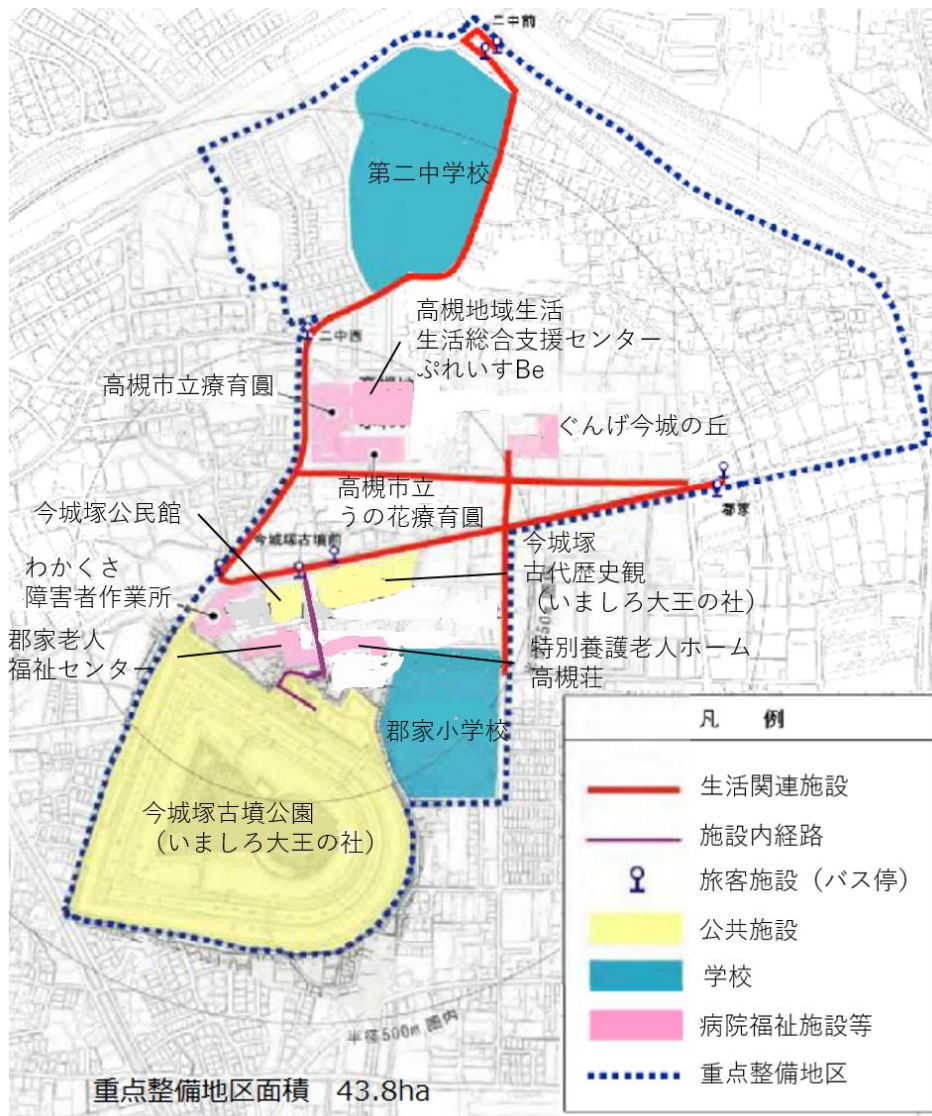
旧交通バリアフリー法では、基本構想において、生活関連施設のバリアフリー化について規定はなく、そこに至る経路についても、鉄道駅等との経路のみとなっています。

このため、旧交通バリアフリー法に基づき作成された基本構想にあっては、バリアフリー法に基づき見直しを行い、鉄道駅等だけでなく多くの高齢者・障がい者等が利用する施設を生活関連施設として位置づけ、その経路も含め面的・一体的なバリアフリー化を図ることが必要である。

また、子どもや子ども連れ、外国人への対応の視点での検証を行い、既存の建築物や鉄道駅、公園等において、ベビーベッドや授乳室の設置や案内サインのピクトサインの活用等について基本構想等への位置づけを検討することが求められる。

【鉄道駅を含まない基本構想の事例】

高槻市（郡家地区）バリアフリー基本構想



〈道路特定事業〉

- ・歩道改善
- ・視覚障がい者誘導用ブロックの設置
- ・階段手すりの設置 等

〈建築物特定事業〉

- ・オストメイト対応設備の設置
- ・身体障がい者用駐車場の設置
- ・エレベーターの改良
- ・ベビーチェア・ベッドの設置 等

〈交通安全特定事業〉

- ・音響信号の設置、改良
- ・信号の高齢者用延長ボタンの設置
- ・歩行横断時間の延長等の改良
- ・横断歩道の設置 等

(2) 鉄道駅等のさらなるバリアフリー化の促進

鉄道駅等のバリアフリー化については、これまで1ルートのバリアフリー化の確保を中心に、周辺地域も含めて基本構想を作成し、取組みが進められ、利用者数が3千人以上／日の対象駅については、2020年までに1ルートのバリアフリー化は完了する予定である。

2018年3月に国において、交通バリアフリー基準が見直されたことも踏まえ、新設駅等はもとより、既存駅も含めバリアフリールートの複数化や乗換えルートのさらなるバリアフリー化に向け、基本構想の作成・見直しを検討していくことが必要である。

さらに、プラットフォームにおいては、特に視覚障がい者の転落防止の観点から、ホームドア、可動式ホーム柵、内方線付き点状ブロック等の措置を鉄道事業者と協議することが求められる。

(3) バリアフリーマップ等を活用した分かりやすいバリアフリー情報の提供










高齢者、障がい者等誰もが安心して移動できるよう、基本構想に基づき生活関連施設やその経路のバリアフリーの整備を行うだけでなく、既にバリアフリー化されている施設や経路も含め、バリアフリーマップ等により情報提供し、利用可能な施設等を自ら選択し利用できるようにすることが重要である。

基本構想等にバリアフリーマップ等の作成を明記した場合、市町村の求めに応じて、旅客施設や道路、建築物、公園等の施設管理者は情報提供することなどが法に明記されており、これをもとに整備状況を適宜見直すことが求められる。

【バリアフリーマップの事例】

豊中市（岡町駅地区）交通バリアフリーマップ



- | | | | |
|---|------------|--|----------------------|
|  | エレベーター |  | 点字ブロック |
|  | 案内板 |  | 点字ブロック (交差点等) |
|  | バス停 |  | バリアフリー経路 (特定経路) |
|  | 音響信号 |  | 主要な歩行経路 (歩行空間ネットワーク) |
|  | バリアフリースイール | | |

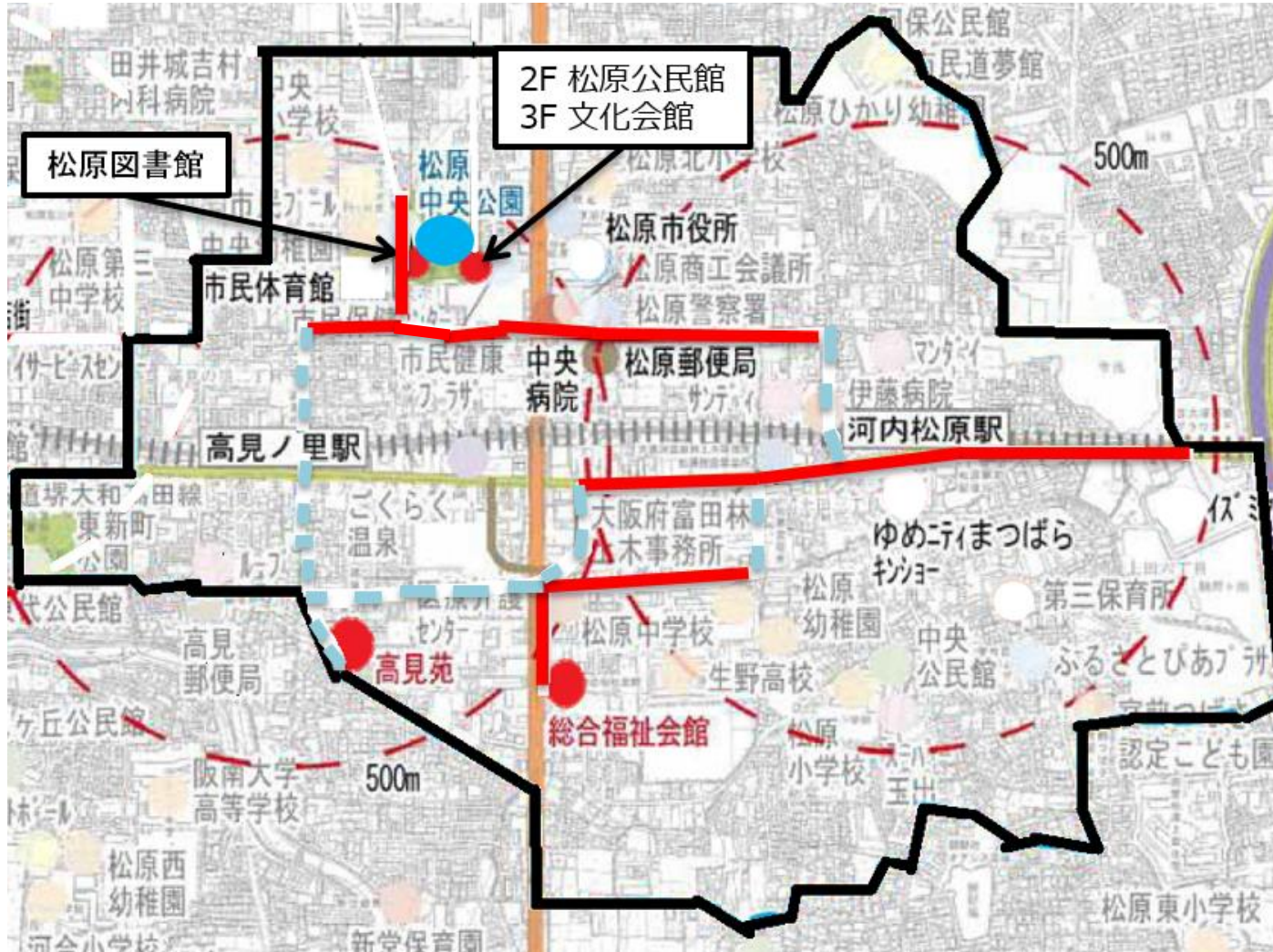
(4) 災害時、緊急時の避難を想定した施設や経路のバリアフリー化

近年、大規模な地震が連続発生するなど、様々な自然災害が発生しており、高齢者、障がい者、子ども等に対して、災害時における情報提供や避難誘導などの必要な支援について配慮に努める必要がある。

避難場所には、公園や広場などを指定した「一時避難場所」や「広域避難場所」と学校や地区の会館などを指定した「指定避難場所」があり、これらを地域の状況に応じて生活関連施設に位置付け、施設と施設に至る経路とあわせてバリアフリー化するなど、災害時・緊急時の避難を考慮した取組みが求められる。

【基本構想に一時避難場所と指定避難場所を生活関連施設に位置づけた事例】

松原市 高見ノ里、河内松原駅周辺地区



	重点整備地区
	指定避難場所
	一時避難場所
	生活関連経路
	準生活関連経路

(5) マスタープランの活用

マスタープランは、実施が義務づけられる特定事業の位置づけの必要はないものの、移動等円滑化促進地区（以下、「促進地区」という。）におけるバリアフリー化の方針を示すものとして、将来の基本構想の作成や特定事業の実施に繋がることから、基本構想未作成の市町村においては先ず、マスタープランの作成から取り組むことも考えられる。

マスタープランはできるかぎり、市町村全体を対象とすることが望ましいものの、その一部を促進地区とした場合であっても、市町村全体のバリアフリー化に関する方針や目標を示す必要がある。

また、既に基本構想の作成をしている市町村においても、マスタープランを作成することにより、市町村全体のバリアフリー化の方針や、特定事業として位置付けるには熟度が達していない生活関連施設や経路を位置付けることにより、将来のバリアフリー化の方向性を示すものとして活用することが求められる。

(1) 府域一元的なまちのバリアフリー情報の提供

大阪府では、2017年3月より、基本構想やバリアフリーマップを含めた府域のまちのバリアフリー情報をホームページで一元的に提供している。また各市町村の基本構想の作成・見直し状況についても、ホームページで情報提供を行っている。

今後、外国人旅行者数の増加や高齢者等の外出の増加などを考えると、まちの一元的なバリアフリー情報の提供の重要性が増すことから、基本構想やバリアフリーマップの情報提供の充実を図るとともに、継続協議会の設置・運営状況などについても、情報提供を進める。

(2) 基本構想等の作成に係る広域的な視点からの助言・情報提供

基本構想等の作成促進を図るために、府内のみならず全国の市町村の基本構想等の先進的な事例の収集・分析を行い、「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を活用して、事例の提供や研修会を行う。

また、鉄道駅等からの徒歩圏等が市町村区域を跨る場合などは、関係する市町村が共同して基本構想等を作成するよう、関係市町村に対して、相互の調整や先進事例の紹介等を行う。

また、基本構想等の作成・見直し時の協議会のみならず、基本構想等の調査や分析、評価等を継続的に実施する継続協議会にも市町村の求めに応じ府職員が参画するなど、技術的な助言を行う。

【市町村域を越え基本構想を作成した事例】

吹田市・豊中市 桃山台地区

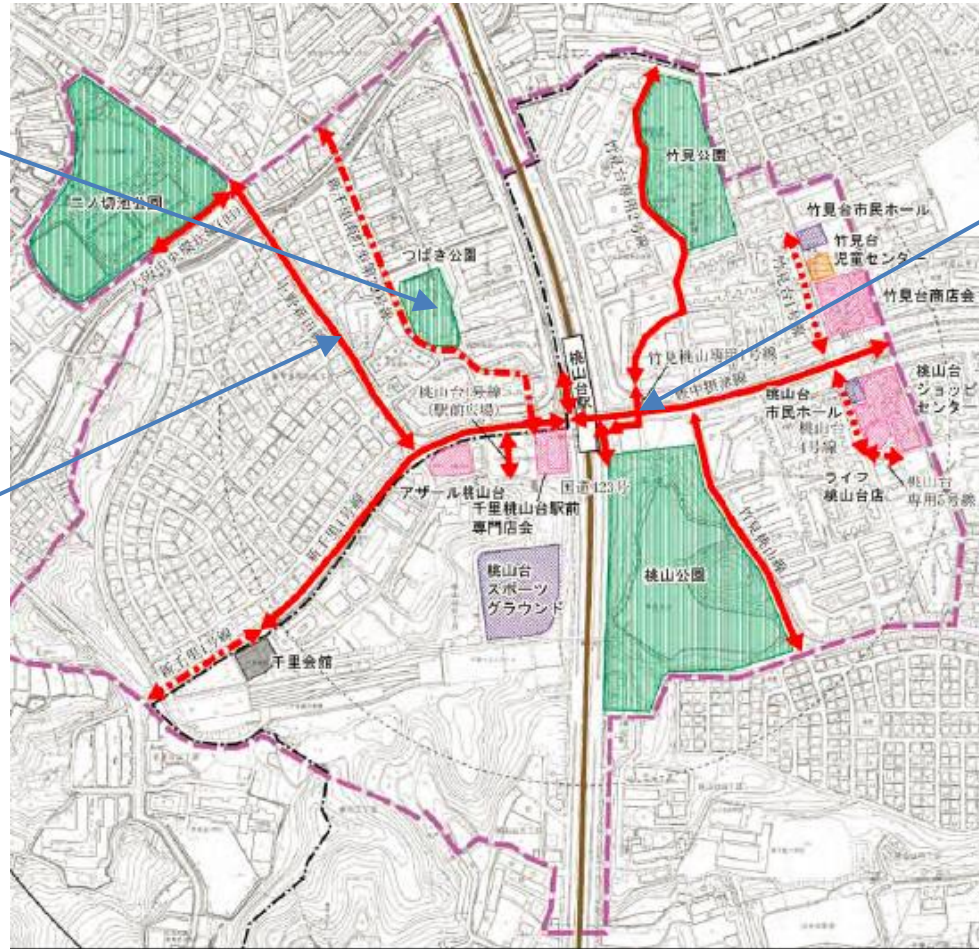


多機能トイレの改修



誘導ブロックの敷設

- 商業施設
- 官公庁施設・公共施設
- 教育施設等
- 医療・保険施設
- 福祉施設
- 公園施設
- 公益施設



音響信号の設置

- 市境界線
- 重点整備地区
- 駅から500mの範囲
- 駅から1000mの範囲
- 特定経路路線
- 歩行空間ネットワーク
- 準特定経路路線

(3) 国や鉄道事業者等との協議・調整

基本構想等の作成・見直しや特定事業等の実施に係る国の交付金や補助金の活用について、国や府の関係部局との協議・調整を行う。

また、国の施設や鉄道駅等のバリアフリー化について市町村の求めに応じて国や鉄道事業者との協議・調整の支援を行うとともに、国、鉄道事業者、市町村が参画する「大阪府重点整備地区バリアフリー推進連絡会議」等の場を活用して、国や鉄道事業者への働きかけや情報の共有化を図る。

(4) 鉄道駅等のさらなるバリアフリー化の検討

基本構想等の中心となる鉄道駅等のバリアフリー化については、大阪府では、これまで利用者数3千人以上／日の鉄道駅等について、2020年までにエレベーター設置等により、1ルート以上のバリアフリー化がすべてなされるよう、支援を行ってきたところである。

一方、外国人旅行者数の増加や2025年国際博覧会の大阪・関西の開催の決定を受けて、鉄道駅等の乗降客数の増加等が想定されることから、さらなる利便性の向上に向けて、市町村や鉄道事業者等とバリアフリールートの複数化や乗換えルートのバリアフリー化について協議・調整を行うなど、鉄道駅等のさらなるバリアフリー化について検討を行う。